

越前焼・陶芸村基本構想策定業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年7月28日

福井県知事 杉 本 達 治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

越前焼・陶芸村基本構想策定業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 内容

越前焼・陶芸村基本構想策定業務にかかるプロポーザル実施要領のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、越前焼・陶芸村基本構想策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が応募資格を満たすこととする。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

ただし、応募資格認定申請書提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 県の求めに応じて連絡をとり、随時対応できる体制を整えていること。

(7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

3 提案に必要な資料の提出期限

(1) 応募資格認定申請書

令和7年8月7日(木)

(2) 企画提案書

令和7年8月21日(木)

4 受託者の選定・契約等

実施要領を参照

5 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課

TEL 0776-20-0377 (土日祝を除く9時から17時まで)

FAX 0776-20-0645

MAIL syokai@pref.fukui.lg.jp